



薬食発 0812 第 23 号
平成 26 年 8 月 12 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公 印 省 略)

再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令の施行について

再生医療等製品の製造販売後の調査及び臨床試験の実施については、「薬事法等の一部を改正する法律」(平成 25 年法律第 84 号。以下「改正法」という。)、「薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」(平成 26 年政令第 269 号)、「薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」(平成 26 年厚生労働省令第 87 号。以下「改正省令」という。)が公布され、再生医療等製品の特性を踏まえた新たな承認制度が創設されたこと等に伴い、新たに「再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」(平成 26 年厚生労働省令第 90 号。以下「再生医療等製品 G P S P 省令」という。)が 7 月 30 日に公布されましたので、再生医療等製品 G P S P 省令に示す基準(以下「本基準」という。)を遵守し、適正に業務が実施されるよう、下記の事項に留意の上、貴管下関係業者及び医療機関等に対し、周知をお願いします。

なお、この通知において、改正法による改正後の「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和 35 年法律第 145 号)を「法」と、改正省令による改正後の「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」(昭和 36 年厚生省令第 1 号)を「規則」と略称します。

記



1 本基準の適用範囲について

本基準は、法第23条の25第1項の承認及び第23条の26第1項の条件及び期限を付した承認を受けた再生医療等製品について、製造販売業者又は外国製造再生医療等製品特例承認取得者(以下「製造販売業者等」という。)が製造販売後の調査及び試験に関する業務を適正に実施し、また、法第23条の26第5項の規定による申請に係る法第23条の25第1項の承認申請、再審査及び再評価(以下「再審査等」という。)の申請を行う際の資料の信頼性を確保するために、遵守する事項を規定した基準であること。

なお、この他の再審査等の申請添付資料の適合性基準として「再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施に関する省令」(平成26年厚生労働省令第88号)、「再生医療等製品の臨床試験の実施に関する省令」(平成26年厚生労働省令第89号)及び規則第137条の42(再審査申請資料の信頼性の基準)及び第137条の46(再生医療等製品の再評価の申請等)に規定される基準がある。

2 本基準の適用時期について

(1) 製造販売業者等の遵守事項

改正法施行日(平成26年11月25日)以降に製造販売業者等が実施する製造販売後の調査及び試験に関する業務に対して適用されること。

ただし、改正法施行日以前に開始された使用成績調査又は製造販売後臨床試験に係る製造販売後調査等基本計画書等については、従前の例によること。

(2) 法第23条の26第5項の規定による申請に係る法第23条の25第1項の承認申請資料の基準

本基準は、法第23条の26第5項の規定による申請に係る法第23条の25第1項の承認申請資料のうち、使用成績調査又は製造販売後臨床試験に係る使用成績調査実施計画書又は製造販売後臨床試験実施計画書が作成された日が改正法施行日以降の資料に適用されること。

(3) 再審査申請資料の基準

本基準は、再審査申請資料のうち、使用成績調査又は製造販売後臨床試験に係る使用成績調査実施計画書又は製造販売後臨床試験実施計画書が作成された日が改正法施行日以降の資料に適用されること。

ただし、改正法施行日以前に開始された使用成績調査又は製造販売後臨床試験に係る製造販売後調査等基本計画書等については、従前の例によること。

(4) 再評価申請資料の基準



薬食発 0812 第 23 号
平成 26 年 8 月 12 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公 印 省 略)

再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令の施行について

再生医療等製品の製造販売後の調査及び臨床試験の実施については、「薬事法等の一部を改正する法律」(平成 25 年法律第 84 号。以下「改正法」という。)、「薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」(平成 26 年政令第 269 号)、「薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」(平成 26 年厚生労働省令第 87 号。以下「改正省令」という。)が公布され、再生医療等製品の特性を踏まえた新たな承認制度が創設されたこと等に伴い、新たに「再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」(平成 26 年厚生労働省令第 90 号。以下「再生医療等製品 G P S P 省令」という。)が 7 月 30 日に公布されましたので、再生医療等製品 G P S P 省令に示す基準(以下「本基準」という。)を遵守し、適正に業務が実施されるよう、下記の事項に留意の上、貴管下関係業者及び医療機関等に対し、周知をお願いします。

なお、この通知において、改正法による改正後の「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和 35 年法律第 145 号)を「法」と、改正省令による改正後の「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」(昭和 36 年厚生省令第 1 号)を「規則」と略称します。

記



1 本基準の適用範囲について

本基準は、法第 23 条の 25 第 1 項の承認及び第 23 条の 26 第 1 項の条件及び期限を付した承認を受けた再生医療等製品について、製造販売業者又は外国製造再生医療等製品特例承認取得者(以下「製造販売業者等」という。)が製造販売後の調査及び試験に関する業務を適正に実施し、また、法第 23 条の 26 第 5 項の規定による申請に係る法第 23 条の 25 第 1 項の承認申請、再審査及び再評価(以下「再審査等」という。)の申請を行う際の資料の信頼性を確保するために、遵守する事項を規定した基準であること。

なお、この他の再審査等の申請添付資料の適合性基準として「再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施に関する省令」(平成 26 年厚生労働省令第 88 号)、「再生医療等製品の臨床試験の実施に関する省令」(平成 26 年厚生労働省令第 89 号)及び規則第 137 条の 42(再審査申請資料の信頼性の基準)及び第 137 条の 46(再生医療等製品の再評価の申請等)に規定される基準がある。

2 本基準の適用時期について

(1) 製造販売業者等の遵守事項

改正法施行日(平成 26 年 11 月 25 日)以降に製造販売業者等が実施する製造販売後の調査及び試験に関する業務に対して適用されること。

ただし、改正法施行日以前に開始された使用成績調査又は製造販売後臨床試験に係る製造販売後調査等基本計画書等については、従前の例によること。

(2) 法第 23 条の 26 第 5 項の規定による申請に係る法第 23 条の 25 第 1 項の承認申請資料の基準

本基準は、法第 23 条の 26 第 5 項の規定による申請に係る法第 23 条の 25 第 1 項の承認申請資料のうち、使用成績調査又は製造販売後臨床試験に係る使用成績調査実施計画書又は製造販売後臨床試験実施計画書が作成された日が改正法施行日以降の資料に適用されること。

(3) 再審査申請資料の基準

本基準は、再審査申請資料のうち、使用成績調査又は製造販売後臨床試験に係る使用成績調査実施計画書又は製造販売後臨床試験実施計画書が作成された日が改正法施行日以降の資料に適用されること。

ただし、改正法施行日以前に開始された使用成績調査又は製造販売後臨床試験に係る製造販売後調査等基本計画書等については、従前の例によること。

(4) 再評価申請資料の基準

本基準は、再評価指定の公示が改正法施行日以降になされる再生医療等製品の資料の収集又は作成に適用されること。

3 資料及び施設の調査・確認について

厚生労働大臣及びその委託を受けた者が、再審査等の申請添付資料が収集又は作成の基準に適合しているか書面による又は実地の調査を行うものであること。

4 本基準又はその一部に適合しない場合の取扱い

再審査等の申請添付資料が本基準に適合しない場合、法第74条の2の規定に基づき、承認の取消し又は承認を与えた事項の一部変更命令の対象となることがあること。

5 各条について

(1) 第2条関係

- ① 第2項、第3項及び第4項中、「診療において」とは、「日常の診療における再生医療等製品の使用実態下において」という意味であること。
- ② 第3項に定める「特定使用成績調査」は使用成績調査に含まれるものであるので、特定使用成績調査を行う場合にあっては、この省令における使用成績調査に係る規定が適用されるものであること。
- ③ 第4項の「製造販売後臨床試験」とは、治験又は承認後に実施された調査、試験等により得られた情報の評価・分析結果に基づき検出された当該再生医療等製品の品質、有効性及び安全性に関する情報を確認又は検証するために、或いは必要な追加の情報を入手するために実施する試験をいうこと。

ただし、法第14条第9項の規定により承認事項の一部変更のために実施するものを除くこと。

(2) 第3条関係

第1項第7号の「その他製造販売後調査等を適正かつ円滑に実施するため必要な手順」には、次のようなものがあること。

- ① 製造販売後安全管理に係る部門やその他関連する部門との相互の密接な連携を図るため、以下に掲げる事項を含んだ連携に必要な手順
 - イ 製造販売前における役割とその実施に必要な手順
 - ロ 開発部門、製造販売後安全管理に係る部門やその他関連する部門間で必要な情報を共有するための手順
- ② 再審査等の申請添付資料の作成に関する手順

(3) 第4条関係

- ① 第3項各号は、製造販売後調査等業務の管理に係る業務であり、製造販売後調査等管理責任者が自ら行わなければならず、第10条に規定する委託を行ってはならないこと。
- ② 同項第2号の「製造販売後調査等を行うために必要な事項」とは、製造販売後調査等業務手順書の細則として定めたもの（「製造販売後調査等業務手順書細則」という。）をいうこと。

(4) 第5条関係

第1項第3号「製造販売後調査等の結果について製造販売業者等に対し文書により報告すること。」とは、実施する製造販売後調査等の種類に応じ、それぞれ報告の方法、報告の期限等を定めた製造販売後調査等業務手順書に基づき報告を行うという趣旨であり、当該報告が適正かつ円滑に行われる必要がある。なお、報告の期限等については、報告される内容の緊急性度、重要度等に応じて適切に設定されている必要があること。

(5) 第6条関係

- ① 使用成績調査の手順には、少なくとも次の事項を定めること。
 - イ 使用成績調査実施計画書の作成
 - ロ 調査票の様式及び調査票に盛り込むべき事項
 - ハ 調査依頼の手順
- ② 特定使用成績調査の手順には、少なくとも次の事項を定めること。
 - イ 特定使用成績調査実施計画書の作成
 - ロ 調査依頼の手順
 - ハ 調査票に必要事項が記載されていることの確認

(6) 第7条関係

製造販売後臨床試験の手順には、少なくとも次の事項を定めること。

- イ 製造販売後臨床試験実施計画書の作成
- ロ 調査依頼の手順
- ハ 調査票に必要事項が記載されていることの確認
- ニ その他「再生医療等製品の臨床試験の実施に関する基準」のうち製造販売後臨床試験の実施あたって適用される事項に関すること

(7) 第8条関係

- ① 自己点検の手順には、少なくとも次の事項を定めること。
 - イ 対象となる製造販売後調査等業務
 - ロ 当該製造販売後調査等業務の自己点検を実施する者
 - ハ 定期的な自己点検の頻度

ニ 臨時に自己点検を行う必要がある場合の規定

② 自己点検の対象となる製造販売後調査等業務には次のようなものがあること。

イ 製造販売後臨床試験に関する医療機関に対するモニタリング及び監査

ロ 上記以外の製造販売後調査に関する自己点検

ハ 製造販売後調査以外の製造販売後調査等業務に関する自己点検

③ 自己点検を実施する者としては、対象となる製造販売後調査等業務により異なるが、次のような者があげられること。

イ 製造販売後調査等管理責任者

ロ 製造販売後臨床試験に関する信頼性保証に係る部門の者

ハ 契約に基づき自己点検を受託した製造販売後調査等業務受託者

(8) 第9条関係

① 製造販売後調査等業務に従事する者に対する教育訓練の手順には、次のような事項を定めること。

イ 研修計画に関する事項

ロ 教育訓練の対象者及び内容に関する事項

ハ 教育訓練の結果の評価

② 製造販売後調査等業務に従事する者としては、製造販売後調査等に係る部門に属する者の他、製造販売後安全管理に係る部門に属するような者があげられる。

(9) 第10条関係

① 製造販売後調査等業務の委託の手順には、第10条第2項各号に掲げるものの他、少なくとも受託者の能力の確認に関する事項を定めること。

② 「その管理に係るもの」とは、第4条第3項に規定する製造販売後調査等管理責任者自らが行わなければならない業務であること。

③ 製造販売後調査等業務を委託した場合の当該業務に関する責任者は製造販売業者等であること。

④ 第2項第6号の規定は、製造販売業者等と受託者間において、製造販売後調査等に関する情報の提供が迅速にかつ適正に行われることが確保されることを目的としていること。

(10) 第11条関係

① 製造販売後調査等業務に係る記録の保存の手順には次のような事項を定めること。

イ 保存された記録の移管に関する事項

ロ 保存資料の信頼性の保証に関する事項

ハ 保存資料の廃棄に関する事項

- ② 記録のうち、文書であることを求めていないもの（電子媒体等）は、記録が改変された場合にはそれが記録される等、一定の事項を確実に保存することができる方法による保存方法を用いることができる。